



横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.22

1993.5.10

〔事務局〕

〒101
東京都
千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

アメリカ資料調査 はじまる

第二次再審請求のための資料探索は、アメリカにもひろげられました。古川純教授とともに研究会を推進されてきた古関彰一教授が、留学のため、本年三月、渡米されました。ご自身の研究のなかで、米公文書館、議会図書館等において資料探索に当たってくださいます。現在までの資料存在状況からして、甘い見通しはありませんが、氏のご努力の結果を待ちたいと思います。

いっぽう、国内資料探索、第二次再審請求のための法理構築、最高裁への公開質問状準備などの努力がつけられています。

資料はフレームアップ を物語る

先号で報告した国立公文書館の横浜事件関連資料について――。「大日本帝国政府」の便箋（上掲

写真)にタイプでうたれた「神奈川県に於ける左翼事件の取調状況」(昭和十八年作成。欠落あり。以下④と略)は、『特高月報』(昭和十九年八月号)所載の同題の報告(以下⑤と略)の原型といえるでしょう。

④は「一、神奈川県に在りては、昨年より本年に掛けて『米国共産黨員』事件、『ソ連事情調査会』事件、『細川グループ(共産党再建準備会)』事件、『政治経済研究会』事件等今日迄に総員三十三名の共産主義者を検挙取調中なるが、之等の事件に相互に人的関連あり……」(傍点・引用者)ではじまります。

⑤は前記事件名に「改造社並に中央公論社内左翼グループ事件」「愛政グループ事件」が追加され、人質は四十八名となり、やはり「夫々人的連係を持つ一連の事件」と規定しています。

昭和二十年三月頃作成の特高文書『日本共産党再建準備会の結成が判明した経緯』(手書き。欠落部分あり。もう一つ『日本共産党再建準備会』という文書があるが、記述は本文書と重なる)は、これら「一連の事件」がさらに体系的な共産党再建準備活動であるかのように作文されています。前記『特高月報』でソ連事

▲国立公文書館にあった特高関係資料

第二次再審請求のための法理論

—ユス・コーゲンス— 森川金壽

(再審裁判弁護団長)

刑事事件記録その他の収集の努力をつづけているが、一方、再審請求以来和田かよさん(喜太郎氏母堂)、青山鉞治、平館利雄各請求人、土居郷誠(元看守)氏らがあいついで亡くなられた現実からして、横浜事件を風化させないために、この際新たな再審請求の法理論を追求してみたい。まず、これまでの裁判所のとつた態度を振り返ってみる。

1 一審判決(横浜地裁)

「当裁判所の事実取り調べの結果によれば、太平洋戦争が敗戦に終わった直後の米国軍の進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが窺(うかが)われる」

「原判決の有罪認定の可否を判断すべき右判決の認定の基礎となった

証拠資料を供えた訴訟記録が存在せず、いまだ右証拠資料を復元することは不可能だから 旧証拠資料と新証拠資料を対照しまたは総合検討して行うべきいわゆる新証拠の明白性をもち、それによって原判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性の有無の判断は、およそ不可能」

2 二審判決(東京高裁)

「一件記録が存在しなくなった原因はともあれ(特高警官らの有罪確定判決や各人の口述書などを総合すると)「右取り調べを担当した警察官によって、益田直彦だけでなく(請求人らにたいしても)拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることはできない」としながらも、

「しかし本件においては訴訟記録が存在せず、小野、相川両名の供述その他の旧証拠の内容を知ることがで

きないため、右疑念があるにしても、右両名の供述内容の真偽を含めて、原判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性があるか否かを判断するに由ないものといわざるを得ないから、所論の確定判決(特高警官有罪の)も、いまだ旧刑事訴訟法四八五条六号の『有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言渡すべき明確なる証拠』にあたるとはいい得ない」としていずれも再審請求を棄却した。

3 最高裁第一小法廷は、刑事訴訟法応急措置法により特別抗告では憲法問題しか扱わないとして棄却した。

しかし横浜事件の場合のように、治安維持法下の拷問による自白強制

二

情調査会とされているものが、「ソ連委員会」に変わっています。益田直彦氏(当時・世界経済調査会)や西沢富夫氏(当時・満鉄東京支社)に対する判決で、罪状の一つにソ連委員会の活動があげられています。

これら文書は、直接、第二次再審請求につながるものではありませんが、仔細に点検していけば、フレームアップの過程を明らかにする資料になります。

「治安維持法違反容疑者ノ日本ニ於ケル共產主義ノ将来ニ関スル言動ノ件」は、昭和二十年九月二十七日付で、藤原神奈川県知事より当時の内相山崎巖に宛てられた「特一秘発号外第二号」です。内容は当時横浜事件被告として拘留中の美作太郎氏、藤川覚氏、彦坂竹男氏に、敗戦後の日本の「革命情勢」の見通しについて問うたものです。横浜事件についてはいっさい問うていません。

三氏の氏名については推定です。これら文書はいずれも欠落部分があり、しかも整理番号がとんでいます。この間に未見資料が存在している可能性が考えられるし、日本公文書館で「――」にされている氏名、住所の復元は、アメリカ側調査で可能となります。

のごとく人道に対する罪に該当するような犯罪行為の場合は、ユス・コーゲンスの法理（少なくともその精神）があてはまるケース（注）であり、以上にあげたような裁判所の理屈は通用しない。判決内容がまったく不明であるような場合は別として、すくなくとも判決、予審終結決定、起訴状などによってある程度判決内容が明らかに成し得るような場合、しかも司法を含む国家権力によって一件記録が処分されてしまったようなケースの場合などは、ユス・コーゲンスの法理が貫徹されるべきである。ユス・コーゲンス法理論は従軍慰安婦のような国外の人々だけでなく、同様に迫害された日本人民についても適用されるはずである。

〔注〕戦後補償請求の法理としてのユス・コーゲンス（強行規範）

1 ニュルンベルグ憲章（東京法廷憲章も同様）

「戦争前、戦争中に、一般市民に対して犯された殺人、皆殺し、奴隷化、国外追放と他の非人道的行為」

2

一九六八・一一・二六 国連「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」

一九六四 フランス。「人類に

対する罪」（時効なし）法律として成立

一九七九・七 西独議会「ジェノサイド殺人罪の時効撤廃法」可決

一九八八・八 アメリカ日系人補償法成立

右のように人道に対する罪の場合、時効不適用のほか、関係政府が当該条約を批准したかどうか、それが自力執行的であるかどうか、実行させる立法があるかどうかは無関係とする。そしてその他他国家行為説、政治問題説などの法理をも無効とする、といわれる。

この法理が日本の裁判所に受け入れられるようになるまでには、長い時間がかかるかと思われるが、横浜事件のように司法も加担して一件記録を焼却したようなケースの場合などは、少なくともその趣旨精神は十分に取入れられるべきである。

この点前掲アメリカ日系人補償法成立のもとになった次の米国議会の委員会報告は参考となる。なお最近の日本の中学校教科書検定では「東京書籍」の次の治安維持法関係の記述の中から拷問の記述が削除されたという。日米の民主主義の基盤の違いが分かるようである。

「治安維持法違反であるとされて、終戦までに七万五千人もの人々が檢舉され、なかには、拷問を受けた人も少なくなかった」

米国議会の日系人強制収用に対する補償に関する委員会報告（一九八三・六・一六）

歴史を書きかえることはできない。われわれが今なすことは、すべからく遺憾の意を表明して、国民としてのより高い価値をめざすことでなければならぬ……

しかしながら、我々自身の法と原則を侵犯したことに對して救済策を講ずることは、われわれの力でできることである。……不正義を忘れ、あるいは無視する国民は、ふたたび簡単にそれを繰り返してしまいうだろう。

当委員会は国家の謝罪行為として、次のような五項目の救済勧告をおこなう。

一、議会は、強制排除、移住および抑留措置について重大な不法行為が行われたことを認め、国家が謝罪する旨をうたった上下両院合同決議を可決し、大統領がこれに署名する。……

四、議会は特別財団を設立し……この種の事件が起きた原因および背景を究明、理解するための研究、学校教育活動を後援する。……



拷問特高に関する第一次判決文

住居 横濱市南区大岡町千二百四十番地

会社員

柄澤六治

當 三十九年

本籍 山梨県西八代郡上九一色村古関千六百七十八番地

住居 横濱市中区豆口台百二十七番地

会社員

森川清造

當 三十六年

右三名に対する特別公務員暴行傷害被告事件につき、当裁判所は検事橋本千代雄立会の上審理を遂げ次の通り判決する。

主 文

被告人松下英太郎を懲役壹年六月、被告人柄澤六治、同森川清造を懲役壹年に處する。

訴訟費用は全部被告人三名の連帯負担とする。

理 由

部を靴下穿きの足で踏んだり揉んだりする等の暴行陵虐の行為を為し、益田の両腕に打撲傷、挫傷、両大腿部に打撲傷挫傷化膿性膿症等を被らせ、就中両大腿部の化膿性膿症は約三ヶ月間化膿し、現在もなおその痕跡を残すに至らしめたものであり、右所為は犯意を継続して為されたものである。

判示事實は、犯意継続の点を除き、一、被告人三名の当公廷に於ける各供述

一、証人益田直彦、同益田春江の昭和二十三年十二月十日附公判調書中の供述記載

一、証人淵田勇三郎、同吉田精一、同高橋弘の同年十二月六日附公判調書中の供述記載

一、証人稲葉末吉に対する当裁判所の同年十二月四日附訊問調書中の供述記載

一、益田直彦に対する検事の昭和二十二年九月二十三日附同年十月八日附同年十月二十日附各聴取書中の供述記載

一、嵐秀郷に対する検事の昭和二十二年十月一日附聴取書中の供述記載

一、吉田精一作成の鑑定書中の記載により認め、犯意継続の点は被告人等が判示短期間内に同種の行為を反

拷問特高の有罪が確定したことは、横浜事件がいかにフレームアップ事件であるかを示す事実であるが、今まで最高裁、高裁判決は存在しつつも、地裁判決の存在は不明であった。三月九日、森川弁護団長、木村請求人、木下信男氏（横浜事件を考える会会長）が横浜地検で発掘された。

判 決

昭和二十四年二月二十五日宣告

裁判所書記 増田雅治 印

本籍並に住居 藤澤市鶴沼六千八百十番地

会社員

松下英太郎

當 四十五年

本籍 群馬県勢多郡富士見村大字横屋六十九番地



今日、国民の大多数を占める戦後生まれの人びとにとっては、戦時下の国民生活など「神話」にひとしい。まして、横浜事件など想像を絶する事件であろう。

本年四月まで日本に留学されていたカナダ日系二世マツムラ・ジャンヌスさん(写真左)の研究テーマは横浜事件である。すでに木村亨、小林英三郎氏らに聞き取り調査をされていたが、帰国直前の四月一日、小野貞さんを訪問、聞き取り調査を行った。

上記のマツムラさんの研究の成果として、自治大学校史料編集室作成の「山崎内務大臣時代を語る座談会」の記録が見つかりました。

座談会が行なわれた一九六〇年九月、山崎巖氏は終戦当時の内務大臣、座談会当時は自治大臣でした。山崎氏ほか当時の内務省の幹部八名による座談会ですが、注目されるのは、敗戦当時、米軍の進駐を前にして、大量の公文書を焼いたことが語られていることです。横浜事件の裁判記録が当局の手

に焼却されたことは、一番決定でも述べられていましたが、ここでは当事者自身の口から証言されています。関係部分を、抜粋してご紹介します。



▼奥野誠亮(当時、内務省財政課事務官)「…そのほか公文書は焼却するとかといった事柄が決定になり、これらの趣旨を陸軍は陸軍の系統を通じて下部に通知する、海軍は海軍の系統を通じて下部に通知する。内政関係は地方総監、府県知事、市町村の系統で通知するということになりました」

公文書の焼却

—マツムラさんの発掘資料から—

「十五日以後は、いつ米軍が上陸してくるかもしれないので、その際にそういう文書を見られてもまずいから：口頭連絡にしようということ、小林(与三次)さんと原文兵衛さん、三輪良雄さん、それに私の四人が地域を分担して出かけたのです」

▼大野連治(当時、内務省文書課長)「私は文書課長をしていまして、くる日もくる日もアメリカの方からきて、案内ばかりさせられた。…叱られた思い出は、あらゆる統計表を出せといわれた。…」

▼司会「文書は終戦の際多少整理したのですか」

▼大野「これはほとんど焼いてしまいました。全く何も残っていない」

▼林敬三(当時、内務省人事課長)「向うがくる前の日まで焼いていた。それから

履歴書も焼くかどうかということ、人事課で議論だったが、結局焼かなくて、今となって考えると、よかったと思う」

— 国の公文書が、こうして組織をあげて焼却されたのです。

復して行った事跡に徴して明らかである。

法律を適用すると被告人三名の判示所為は犯罪時に於ては昭和二十二年法律第二百二十四号による改正前の刑法第九十五條第一項第九十六條に該当し、裁判時に於ては右法律による改正後の刑法第九十五條第一項第九十六條第十條に該当するので、刑法第六條第十條により軽き前者を適用し、之と同法第二百四條の罪とを同法第十條により比較し、重い後者の刑に従ひ、連続犯であるから昭和二十二年法律第二百二十四號附則第四項、同法律による改正前の刑法第五十五條を適用して一罪と為し、所定刑中懲役刑を選択の上、その所定期限の範囲内で被告人松下を懲役一年六月、被告人柄澤、同森川を各懲役一年に処し、訴訟費用は改正前の刑事訴訟法第二百三十七條第一項、第二百三十八條を適用して全部被告人三名の連帯負担とする。よつて主文の通り判決する。

昭和二十四年二月二十五日

横浜地方裁判所第三刑事部

裁判長 裁判官 本田 等 印

裁判官 森 文治 印

裁判官 太田夏生 印

五十年ぶりの再会

——気賀すみさんを囲む女性の会——

本年一月二三日、「気賀すみさんを囲む女性の会」をひらきました。本ニュース第21号に「あの頃の思い出」を寄稿いただいた中川光子さん（事件当時、中央公論社医務室ナース）が駆けつけてくださいました。ほか小野伸帆さん（申立人・貞さんの長女）、小野あかねさん（貞さんの長男夫人）、上島佳子さん（支援する会会員）が参加されました。気賀さんと中川さんの会話がはずみ、時間がたつのを忘れるほどでした。——は、事務局側発言です。

気賀 はじめまして。

中川 いえ、私はあなたにお逢いしているんですよ。丸ビル五階の中央公論社に勤務していた頃、エレベーターの前に和田喜太郎さんが若い女性の人といっしょに立っているのを見かけたので、翌日、和田さんに「あ



（左から中川光子さん、気賀すみさん）

の方は誰なの」ときいたんです。

「あれは妹だよ」と和田さんはおっしゃいました。たしかに同じ面影です。おかつばさんでぼちゃつとして、とても可愛かったですよ。

気賀 そうなんですか。あの頃はふとっていましたが、ぼちゃつとしていたんでしょう。

中川 私も二十代で若かったから、興味があつてきいたんです。もう五十年も前のことですね。浅石晴世さんは縦にも横にも大きい方だったけど、和田さんはすらっとした方でした。

気賀 兄はね、学生時代、映画監督になりたいなんていつてたのですよ。家じゅうで反対しましたが……。

——それで和田さんは慶応時代に映画研究会に入っておられたのですね。そのことをやはり映研のメンバーだった作家の堀田善衛さんが語っておられます（『めぐりあいし人び

と』集英社、一九九三年）。堀田さんは自伝的小説『若き日の詩人の肖像』の中に「山田喜太郎」という人物を登場させています。堀田さんは会の呼びかけ人などめったに引き受けない方ですが、この支援する会は引き受けてくださいました。

気賀 ありがたいことです。

——中川さんは、浅石さんの中央公論社以外の友人（東大時代）、白石芳夫氏（被検拳者）や岩沢文雄氏をご記憶ですが、気賀さんは和田さんの友人の方々をご記憶ですか。

気賀 いえ、知らないんですよ。木村亨さんは上の兄（寛一）の友だちで、その関係から下の兄（喜太郎）と友人になられたようです。

中川 「あの頃の思い出」に書きましたが、社の方がつきつきに検拳されて、ほんとに恐ろしい時代でした。横浜事件再審請求のことをテレビで知り（一九八六年）、それから木村さんの本を読み、あの時の自分の体験が何であったのかが、はじめてわかったのです。裏で何がおこっているのか全くわからない不気味な時代でしたね。真相を知って、タイムトンネルをストンと抜け出たような気がしました。それから支援会のことを知り、ビデオを送っていただ

たりしたのです。驚きやら懐かしさやらで木村さんや畑中繁雄さんや海老原光義さんらの消息を、事務局の金田さんにいろいろお尋ねしました。気賀さんは、あんな事件にあって、戦時中、たいへんな苦勞をされたのでしょね。

気賀 (兄の獄死の模様などを語ったのち) 空襲で二回も焼け出されました。一回目は学校(帝国女子医学薬学専門学校。現在の東邦医大)の寮で空襲にあい、着のみ着のまま逃げました。上の兄のところへ行ったのですが、布団もなく郷里(京都)から送ってもらいました。ここでも空襲にあつて、とうとう学校の研究室に泊まり込みました。もう死ぬかという思いをしました。



(上島佳子さん)

いっしょに研究会に参加しただけか、友人だというだけで検挙して、拷問しているのですね。父のこと、事件のことも母からきくようになり、事件の恐ろしさを知りませんでした。二度とこんな時代にしたくないです。支援して下さる方の熱意への恩返しのためで、事務局のお手伝いもときどきしているんです。

中川 事件のころまだ生まれていなかったような若い方が、支援してくるのには心強いことですね。

上島 私も結婚して、夫から戦時中そんな事件があつたということを知り始めて知りました。そして伸帆さんが事件犠牲者の娘さんだつたことを知り、少しでも支援をさせていたきたいという気持ちになりました。

——事件の真相はおろか、こんな事件があつたということを知っている人もまだまだ少数なんです。第一次再審請求の新聞、テレビ報道で、事件の存在をはじめ知つたという人も多いのです。その意味で、棄却はされたけれど、第一次請求の意義は大きかったといわねばなりません。会員の方の熱心さに感動させられます。要請署名のとき、近所を一軒一軒回って署名を集めたという年

輩の方がいらっしゃいました。藤沢の方で、元新聞記者ということですから。また中、高校の先生方で、生徒たちに現代史や人権の教材として横浜事件を教えている方がおられます。

中川 編集の人たちは、あの頃と違って戦後は伸び伸びと仕事をされたのでしょね。

あかね ところが、米軍占領下で、必ずしも自由にやれなかつたという話も聞いています(注)。

中川 事件にまきこまれたうえ、戦災にあわれ、気賀さんは戦後も苦勞



(左から小野あかねさん、伸帆さん)

されたのでしょね。あんなかたちでお兄さんを亡くされたご心中を察しします。

気賀 私たちの気持は本に書きましたが(共著『横浜事件・妻と妹の手記』高文研)、兄や母の無念の想いを考えても、日本の将来を考えても、再審の意味はとて大きいと思います。熱心に支援して下さる方々への感謝の気持ちでいっぱいです。

あかね 再審請求は昔の被害をうけた人たちだけの問題ではなく、日本を再び不自由な暗い時代にしたための私たち一人ひとりの問題だということ、若い人たちに知ってもらいたいですね。そのためにもっと広く訴えていきたいと思えます。

〔注〕 一般には戦後は言論が自由になつたとされているが、米軍による検閲(事前、事後)は一九五二年の講和発効まで行なわれた。占領初期には信書の開封も行なわれたし、出版物は削除、掲載保留、発表禁止の処分をうけた。

会員の声

事務局へお寄せくださった言葉を紹介させていただきます(文責事務局)

●再審の勝利をお祈りします

「反省をしない国は滅びる」と申します。いま従軍慰安婦問題をやっとなすこと、マスコミも採りあげたし、もはや厚顔な当局も知らぬでは済まされなくなり、横浜事件とても全く同じ事を思います。真実を明らかにし、この国の病根を絶たない限り、フルトニウムまで溜め込み、本当に滅びる他ない状況を招くのかと憂えます。何もお手伝いも叶いませんが、心よりご高齢の皆様方のご健勝と、再審の勝利をお祈り致します。

(斉藤 美智子)

●横浜事件の広がり

先日、鎌田慧『反骨、鈴木東民の生涯』を読みました。横浜事件の記述がありました。横浜事件の幅の広さ、すなわち、不当性をあらためて思いしらされたところです。

(森田 敏彦)

●職場が変わりました

また職場が変わりましたので、あらためて取り組まなければならなくなりました。横浜事件は国家権力の狂悪化した姿を今日に伝えるもつとも貴重な実例です。事務局のお仕事大変だと思いますが頑張ってください。

(小平 克)

●粘りに粘って勝利を

粘りに粘って無罪を勝ちとりましょう。何も出来ませんが、せめてカンパなどさせていただきます。皆様おからだご自愛下さい。

(山崎 義子)

●理不尽を許すな

こんな理不尽を許しあきらめる事はできません。ささやかでも支援を続けさせてもらおう覚悟です。

(渡辺 義夫)

●カンパします

ボーナスが出ましたので少々ですが、カンパいたします。

(西尾 瑜香)

●会員をふやします

一人退職され、七人の会員になりました。八人、九人にふやしたいと思います。

●健闘を祈ります

頑張ってください。(万代 妙子) 健闘をお祈りします。

(山田 猛)

●新会員になりました

小泉文子氏の『もう一つの横浜事件』を感銘深く拝読しました。

(新井 章)

カンパを寄せられた方々

(敬称略)

- 〓二月〓 千葉良信 緑川亨 三渡章高 小木宏 具島兼三郎 田浦勉 斉藤忠利 渋谷武夫 松本幸輝久 森田敏彦 新井章 佐々木陽子 小平克 東方正悟 実方義雄 野々村 徹 依義文 梅田正己 秋田弘 上島佳子 古沢太穂 沼田稲次郎 堀田善衛 大江志乃夫 篠原中子 合郁子 万代妙子 栗原美智子 藤井良平 大林克巳 西尾瑜香 出版 労連
- 〓二月〓 木口和夫 鈴木龍治 中川光子 山田猛 福田詢 鳥飼令子 山川次郎 岩波労組 鈴木三男吉 小野伸帆

- 〓二月〓 伊藤千里
- 〓三月〓 鹿野忠良 近藤正巳

▼事務局から
 * * *
 ○会報22号をお届けします。
 ○支援する会は現在七期目に入っています。まだ会費を更新されていない方はどうかよろしくお願いたします。

○再審請求を引き継がれている気賀すみさんは、元中央公論社の事件被害者、和田喜太郎さんの妹さんですが、気賀さんはご主人の看病を永らく続けておられました(21号に紹介)。そのご主人が昨年12月に息をひきとられました。ご冥福をお祈りいたします。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402
 横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641
 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」